

平成23年度第4回流山市行政区域制度審議会会議録

- 1 日 時 平成23年12月13日（火）午後2時00分開議
- 2 場 所 流山市役所 第2庁舎3階302会議室
- 3 出席委員 松島委員（会長）、中村委員、吉田委員、塚平委員、秋元委員、
小泉委員、長岡委員、佐南委員、藪内委員、伊藤委員、片岡委員、
古瀬委員、庄司委員、出口委員、大澤委員、今野委員、松田委員、
宮武委員
- 4 出 席 総務部次長 加茂 満
事務局職員 総務課 課長補佐 山崎 英彦、主査 石川 和男
関係課職員 まちづくり推進課 係長 石野 升吾
コミュニティ課 課長 兼子 潤一、係長 須郷 和彦
- 5 議 題 字の区域及び名称の変更の答申案について
- 6 会議時間 開会 午後 2時00分
閉会 午後 3時00分
- 7 傍 聴 人 なし

(松島会長)

本日はお忙しい中、御出席をいただきまして誠にありがとうございます。

ただ今から、第4回流山市行政区域制度審議会を開会いたします。

本日の会議は、委員20名中18名の出席、2名の欠席となっておりますので、本会議が成立していることを御報告申し上げます。

それでは、会議次第により、「字の区域及び名称の変更に係る答申について」を議題として会議を進行してまいります。

前回の審議会で申し上げましたように、本日は、答申をまとめたいと思っておりますので、皆様の御協力をよろしくお願いいたします。

本日、審議いたします答申案につきましては、吉田職務代理さんと整理させていただき、「答申案」と「答申案についての説明」としてまとめ、事前に送らせていただきました。

皆さん、既に御覧いただいていると思いますので、会議では事務局に答申案を一読していただき、その後、項目ごとに審議してまいりたいと思います。

では、事務局、答申案を読んでいただけますか。

よろしくお願い致します。

(事務局一山崎課長補佐)

《別紙の答申案を読む》

(松島会長)

ありがとうございました。

それでは、表題から項目ごとに順をおって審議してまいります。

まず、表題と構成の部分について伺いたいと思います。皆さんいかがでしょうか。

《特になし》

(松島会長)

それでは、次に移ります。項目ごとに伺ってまいります。どうぞよろしくようお願いいたします。1の「はじめに」についていかがでしょうか。

ゆっくり進めてまいりますので、何かありましたら御意見をいただきたいと思います。

《特になし》

(会長)

よろしいでしょうか。それでは、2番目の「審議会」ですが、これは今まで行ったことを素直に列挙しただけですので、特になしだと思いますけども、何かありましたら申出ください。

《特になし》

(松島会長)

よろしいですね。それでは2の「審議会」についても以上で終了して、次に3番目の項目の「答申」についてですが、(1)字の区域割りについて、(2)字の名称について、(3)字の区域及び名称の変更案についてですが、何か御意見ございますか。

《特になし》

(松島会長)

それでは、ないようでございますので、4の「おわりに」について伺いたいと思います。もう少し名文があるのではないかとと思われる方は、遠慮なく申し出ていただきたいと思います。

長岡委員いかがでしょうか。

(長岡委員)

こういうことで話し合っていたわけですので良いのではないのでしょうか。

(松島会長)

それでは、よろしいでしょうか。

《異議なし》

(松島会長)

ありがとうございました。それではそれ以外に何か御意見がございま

したら、ここで伺っておきたいのですがどうでしょうか。

(出口委員)

よろしいでしょうか。答申そのものとは外れますが、審議会の事務局の皆様にお願いがございます。こちらの答申につきましては、皆様の総意ですので、法務局として意見はございません。ただ、前にも申しましたとおり名称変更が行われた地区につきましては、その中で区画整理事業が行われない地区であっても、重複地番や飛び地番に混乱がないように全体で地番変更をするということがあり得ます。上級庁と審議をいたしますが、その際には従前の地番を全部振り直すということもございますので、この答申を経まして名称の変更、それから区画整理が実施されるわけでございますので、その辺を地域住民の皆様には支障がないように周知していただければと思います。住所だけではなく区画整理が行われないところも地番変更があり得るところまで機会がありましたら周知していただけたらと思います。以上でございます。

(事務局一加茂総務部次長)

いまお話がありましたように、法務局様の方からいまのような御指摘は承っております。市といたしましても重複する地番等について地番の変更があり得るといふことは、前にもお話しさせていただいたとおりでございます。対象となる地域について全体をいじるということにつきましても了解はしております。地番につきましては法務局様の職権でやられることでございますので従わせていただきます。ただ、今後、区画整理を行わない別の地区で、区域を分けて欲しいですとか、字名の変更をして欲しいということが出た場合、そのときに地番もいじって欲しいという話が出たとしますと予算の関係もございますので、難しいかなと思っております。よろしくお願ひします。

(塚平委員)

いまの件ですけど、私の方は「西初石5丁目」で区画整理地区の中でありながら区画整理は実行されていないわけですが、そうしますと全体として番地まで変更されるということではないわけですか。それとも「西初石5丁目」においては全体を変更されるということでしょうか。

(出口委員)

変更される場合もあるということです。

(塚平委員)

それは市役所がするということですか。

(出口委員)

いいえ、それは法務局と区画整理組合とで現場で詰める話になります。

(塚平委員)

そうですか。

(出口委員)

いまは実際に全部変わりますとか、何番から何番までが変わりますと具体的な話は申し上げられないんですけど、そういうこともございますということで御承知いただきたいと思います。

(塚平委員)

わかりました。

(会長)

この際でございますので、地元に戻って皆さん説明する立場にありますので、何でも構いませんので御意見ありますでしょうか。

(藪内委員)

町名は全部「おおたかの森」になるし、逆に番号（地番）が変わらない18-27とかそういう番号については、重複を避けるために変えることがあるということであって変えずに済むものは変えないということなのでしょうか。

(事務局一加茂総務部次長)

原則としては、区画整理対象外の地域については、地番も字名もいじらないのが原則です。ただ今回は、区画整理対象地区の中に地区外の地域が3箇所入りしましたので、字名をいじりませんと飛び地になる関係で一緒にやらせていただきました。ですから、字名については市の方針として一緒に字名にしたということがございます。地番につきましては、原則いじらないのが基本ですので原則的には地番は法務局様の権限になるのですが、いじらないのが原則です。ただ、いま法務局様からお話がありましたように、重複する地番ですとか飛び地となってしまうとか不都合がある部分については、整理をしていくということで、全体的にいじることもあり得るということがございます。

(藪内委員)

重複する場合にのみだけとは限らないが、例えば重複するというような支障がある場合はいじるのであって、支障がなければいじらないとい

うことですね。

(事務局一加茂総務部次長)

原則としてはそういうことですか。

(出口委員)

例えば1番と1番が二つできてしまったとか、そういったときには変えます。あと飛び地番といいまして、隣同士の地番が100番違ったり300番違ったりという場合につきましては、町名も変わることでございますので、その町名で揃えるということはありません。

(藪内委員)

区画整理の対象と対象外とが同じ町名になることによって混乱を来す場合があるから、それはなるべく変えた方がよいというようなお話が前回あったと思いますけど、いまおっしゃられたことは、(地番が)番号順に時計まわりに並んでいてそういうものだと思っていると、そうでない並び方をしていると混乱を招き、正に番地の振り方でも混乱があり得るのではないかと思うので、そこはなるべく整然と並ぶように見直した方がよいのではないかなと思うんですね。これまで歴史ある名前を残したいというのは、町名についてそういう意見はありましたけども番号についてそういう意見は一切ありませんし、あり得ないと思いますのでむしろ整然と並んでいることの方が望ましいと住民は考えるだろうと思いますので、経費の問題もあると思いますが、経費がかさむからその結果番号がばらばらになってしまって、この辺の隣りかと思って探すと違うと、探しに来た人が混乱してしまうということのを避けて、そんなに経費が掛かるということであればそうおっしゃっていただければ帰って説明しやすくなりますけど、この際、町名を変えたのだから(番地が)並んでいて欲しいと思うのですが。

(松島会長)

いまの意見は重要だと思うのですが、コメントしてください。

(事務局一加茂総務部次長)

権限といたしましては、法務局様と区画整理事業者との間で調整をしながら地番を振っていくものですから市としては要望として、皆様からそういう御意見があったということは、お伝えしたいと思います。

(松島会長)

是非、お願いします。それ以外に何かございますか。

《特になし》

(松島会長)

以上で答申案についての質疑は終了させていただきます。それでは、答申案についての採決をさせていただきたいと思います。

新市街地地区の字の区域及び名称の変更については、お手元の先ほど御説明したとおりでよろしいでしょうか。反対の方がいらっしゃいましたら挙手をお願いします。おられませんでしょうか。

《異議なし》

(会長)

全会一致ということで、この答申案でまとめさせていただきます。ありがとうございます。

それでは、答申がまとまりましたので会議次第3のその他に移ります。事務局をお願いします。

(事務局一加茂総務部次長)

答申をまとめていただきましてありがとうございます。

字の区域及び名称の変更につきまして、今後の進め方について御報告させていただきます。

本日、答申をまとめていただきましたので、本日の答申を会長から市長に渡していただくこととなります。

その日程については、12月22日(木)午後1時に今のところ予定しております。

市ではこの答申を受けまして、市としての成案を1月をめどにまとめたいと考えております。

ないとは思いますが、万が一この成案が答申と異なる場合は、第5回の審議会を開催して御説明をさせていただきますが、答申のとおり成案となりましたら、その旨を書面で通知させていただきます。

その後、市議会に上程するための図書の作成を行ってまいります。市議会に議案を上程する日程につきましては来年(平成24年)の9月議会又は12月議会を予定しております。それは議案用図書の作成に委託をしまして一筆ごとに指定をしますので6か月程度の時間を要するため

に、このような日程になっております。議会の議決をもちまして、この案の決定となります。

なお、皆様の字及び地番の変更に伴う手続でございますが、これにつきましては議会の議決後、準備をしまして周知期間を取りまして土地区画整理事業の換地処分、これは今のところ平成25年度末を予定しておりますが、この換地処分の翌日から手続を開始することとなります。当然、換地処分が遅れますとその分手続の時期も先送りとなりますが、換地処分の時期につきましてはUR都市機構からの情報を見据えまして、手続のスケジュールについてお知らせしてまいりたいと思います。いまの予定では25年度末でございます。

また、皆様の委員としての任期につきましては2年ということで当初お願いしておりましたが、平成25年5月22日までが任期となっておりますが、本日の会議をもちまして一旦は終了させていただきますが、今後、市議会の議決をいただいて、その後の実際に皆様の手続に入る時期には、皆様のお力をお借りするようになると思いますので、よろしくお願いいたします。

最後になりますが、松島会長はじめ各委員の皆様につきましては、貴重なお時間を割いていただきまして、答申をまとめていただきましたことに対しまして心から感謝申し上げます。

ありがとうございました。

事務局からは以上でございます。

(松島会長)

ありがとうございました。

いまのお話を伺いますと、市議会の議決を経て決定ということでございます。

皆様の御協力により、4回の審議を経て答申をまとめることができました。我々としましては、本審議会の答申のとおり決定を願うところでございます。その間、委員各位におかれましては、それぞれの地域内の意見の集約等いろいろと大変だったと思います。心から御礼申し上げます。最後に答申の末尾にも書きましたが、新たな字名が流山市民に親しまれることを切に願ひまして私からお礼申し上げます。ありがとうございました。

字名の変更の答申はこれでまとまった次第ですが、みなさんが一番気

にしておられるのは、この後の2年後の換地処分が発令された後の自治会の区割りについてどうなるか、大変気にしておられると思いますので、それについてコミュニティ課長がお越しいただいておりますので、今後のことについてお話いただけるとありがたいと思います。

(コミュニティ課一兼子課長)

コミュニティ課長の兼子と申します。よろしく申し上げます。4回の審議、大変お疲れ様でございました。

年が明けて1月下旬頃に関係自治会の皆様方にお集まりいただいて、かなり地形、地物が変わっておりますので自治会区域も協議していかなければならない状況でございますので、年明け1月下旬頃に御通知申し上げ協議いただきたいと思いますと思っております。その節はよろしく申し上げます。

(松島会長)

それはどのような会になるのでしょうか。市の意向を私たちが聞けるという話なのか、あるいは皆様の意見を賜るという会なのでしょうか。

(コミュニティ課一兼子課長)

自治会の現状とこの重ね図が作ればと思っております。ある程度の案をお示ししてそれに基づきまして御協議いただければと思っております。よろしく申し上げます。

(松島会長)

みなさん一番気になっているのはそこだと思いますので、どうぞよろしくお話ししたいと思います。

それでは何もなければ本日の会議は終了しますが、何かありますでしょうか。

(藪内委員)

私どもの自治会では、途中経過その都度、月に1回報告をしておりますが、自治会員の最大の関心事は住所変更時の手続の極力の簡素化と体が不自由で買い物にもいけない方については、代理で手続ができるように要望するですとか、それから何と何をしなければならないかということをはっきりしなければならないですとか、住民ひとりひとりに詳細な案内をするようにと、それは市役所の方がしていただけるということでしたけど、意見としては極力簡素化してもらいたいということと、どうしても外出が不自由な人については、何らかの方法を配慮してほしいと

ということでした。だんだん何と何をしなくてはならないということと、それをいつ頃しなければならぬか、多少イメージが湧いてきていたのですが、会議のあと立ち話で伺いまして、いまのところは、財産関係、土地とか建物といった、法務局の登記関係、所有権については、必ずいずれ必要になるけど、ただ、それは速やかにやれと市役所は御指導されるけど、実際にはそれは所有権が移るときにやれば間に合うというように理解しております。それから（運転）免許については、書き換えのときにやれば間に合うというように理解しております。そう理解するといいましたが、集会で自治会員の方から所有権の移転のときにすれば間に合うといったけれど時効というものがないのか、5年経つと消滅してしまうとか、永遠にそれは所有権が移転されない限り変更しなくても維持されるのか、というような質問を受けまして確認しておきますと言ったのですが。

あともうひとつは、郵便局は転居したときには、半年か1年は転送してくださいますが、半年くらい経つと送り返されてしまうことになりませんが、今回の場合は転居ではなくて地番表示の変更ですので、これもずっと期限なく届くのかどうかお聞きしたいのですが。

（松島会長）

これは、出口委員お願いします。

（出口委員）

いま御質問がありました所有者の住所の変更でございますが、所有権に限りましては、その方が変わるわけではございませんので、はっきり申し上げまして住所変更は、移転するまで大丈夫です。ただ、今後のお話ですけど、住所がもう一度区画整理があったり、あるいは住所を変更したり何回も変わっていきますと市役所ですら出してください変更証明書というものが何回も変わりますといくつも必要ですし、変更証明書を出していただければできますけど、何回も変更しますと煩雑になるということはありません。手続をしないで亡くなってしまった場合には、その証明書が取りにくくなるかもしれないということもございます。でも、藪内委員がおっしゃったように当面はそのまま置いてしまっても支障はございません。それともう一つですが、いま申し上げましたのは、登記の方の所有者としての住所でございます。もう一つは、例えばお金を借りている方、銀行さんでお金を借りた方が債務者として記名している場合

がございます。債務者の住所の変更というのは、これは銀行さんとの契約になりますので金融機関から債務者の住所変更は直ぐにしてくださいといわれるかも知れません。それは所有者と債務者は別なものですから契約上の変更事項になる場合もありますので、それは金融機関によって異なりますから、御本人で確認していただく必要がございます。

(松島会長)

ありがとうございました。それでは次に大澤委員お願いします。

(大澤委員)

いま、転居のお話がありました。今回転居の話とは関係ないかもしれませんが、転居届については転送期間が1年間ということで賜っております。1年間を超えますと郵便物の方はお出しいただいた方にお返しをする扱いです。改めて転居届を差し出し頂きますとまた改めて1年間ということで転居届においてはそのような取扱いをしております。住所の変更においての郵便の送達については、当然、古い住所と新しい住所でかぶってしまっている状態の中でも調査の上、配達の方はしていくかたちであります。ただし、その期限がいつまでというような明確な期限はうたってございません。ですので、可能な限り新しい御住所の方にお知り合いの方等、いろいろな手続関係が必要なところには新しい御住所の情報提供というのがお早めに必要なかたちになるかと思えます。ただし、それが可能な限り配達の方はしていくのですが、どうしても歳月が重ねられていくと古い住所の番号で新しい住所にたどり着かない所が出てくるケースがあると、そのときにはお返しをするほかなくなってしまうので、いずれにしてもお早めに必要なところに住所変更の手続をしていただければスムーズな配達ができるのかなというように考えております。

(藪内委員)

(新しい住所が)分かるのだけど届けるのを止めるということにはならない。だけど、本当に分からなくなってしまうときには、それは、この先、何回も変更になったりして実際探しても分からなくなってしまうときは、保証はできませんということですか。

(大澤委員)

そうですね。

(事務局一加茂総務部次長)

手続の簡素化ですけれども、当然、これから市でも決定と同時進行で、どのような手続が必要かとうことを全庁の各課に照会をかけてまいります。その中でどういう手続が必要か全部洗い出されてきます。それがはっきりした後に関係機関との調整をしまして、換地処分の1年前頃には地元の皆様にいろいろな報告ができるようになると思います。手続関係につきましては、職権で行えるものと各個人にさせていただくものがありますが、出来るだけ市役所が行えるものについては職権で出来るのは職権であるように考えております。それと今回は区画整理エリアが、かなり広いものですからおそらく実際の手続に入るときには、いまお約束はできないのですが、おたかの森出張所に、ある一定の期間、窓口を設けないと対応できないのではないかと考えております。例えば2か月間、3か月間という期間でおたかの森出張所みたいな所に一定期間、何人かの職員を配置して、そこで集中的に手続を行えるようにするとか、そういったことが必要かと考えています。今後、上層部とも相談しながら出来るだけ簡素化できるように体制を整えてまいりたいと考えております。よろしく申し上げます。

(松島会長)

それは、素晴らしい提案ですね。市役所まで来てするのは、大変ですから、よろしくお願ひしたいと思います。

(藪内委員)

ケアマネージャー(介護支援専門員)のお世話を受けている方、外出の不自由な方には何か方法はあるものなのですか。それともこれから考えなければならぬことでしょうか。

(事務局一加茂総務部次長)

いろいろな手続があると思いますが、本人確認ができないと変更できないというものもあると思いますので、そういったものについて、どのように対応していくかというのも含めて、今後調整していきたいと考えています。できるだけ出向いてできるものは、出向きたいと思いますが、今後、関係部署を集めまして打合せを進めていくという段階でございます。

(藪内委員)

要望があれば出向きますという殺到することになると思いますので、そういう言い方ではなく、本当に必要な方には検討して、いまの段階で

は十分配慮するくらいがいいのかなと思います。

(松島会長)

いま藪内委員がおっしゃられた方は少ないと思いますので、包括支援センターがそのためにあるのかは分かりませんが、よろしくお手伝いをお願いしたいと思います。

他には、何か心配なこと等はありますか。

これ以上なければ終了とさせていただきます。

長い間ありがとうございました。